

# 第3回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会

## 議事概要

●日時：平成25年10月3日（木曜日） 14：00～16：30

●場所：滋賀県庁北新館5階 5-C会議室

●内容：

- (1) びわ湖を中心とした広域的景観の特性と景観阻害要因について
- (2) 県民アンケートについて
- (3) びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

●出席委員：川崎雅史委員（部会長代理）、黒崎道雄委員、佐伯祐二委員、柴山直子委員、中嶋節子委員（部会長）、西本柳枝委員、福谷晃委員  
（7名中7名出席）（50音順）

●景観行政団体協議会幹事会(9月19日)における各市の意見等の紹介

- ・広域景観にかかる規制をかけるとなると、これは大きな話であり、時間が必要であるとの意見がだされ、事務局は、最低限これだけはという20景程度を選出して、それらを法律の規制という形で守ることができたら最高のゴールであり、最高のゴールまでにいろいろな行政施策の段階があると考えている、と回答。
- ・都市計画法上の用途地域が張り付いている場所に対して、景観の観点から規制をかけていくことが課題であり、見る側、見られる側の合意形成が不可欠な問題である、との意見がだされ、事務局としても、まさにその点が重要と考えている、と回答。

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨

(注) 委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

(1) びわ湖を中心とした広域的景観の特性と景観阻害要因について

○琵琶湖辺における景観形成の課題と方向性を提示しているが、現状の琵琶湖辺での広域的景観に取り組む意義や問題点・将来の目標を記載した方が、この事業に対する県民の皆様への理解を得やすいのではないかと書いている。

また、広域的景観の構成パターンにおいて、史跡や内湖では「対岸型」がないと書いて

あるが、山の中腹などからはあり得るのではないか。

- ◆「湖国風景づくり宣言」を参考にまとめていきたい。

また、山の中腹からの景観については確認する。そのうえで、広域的景観の構成パターン  
のシートの下段の但し書で「対岸型は出現しない」という表現も検討したい。

○視点場は湖辺に限定しているのか。

- ◆琵琶湖を広域的に眺める景観を対象としているので、湖辺にない視点場も存在する。

## ( 2 ) アンケート調査について

○守るべき眺望景観 20 景程度の選出における 5 つの指標の他に、「全国的に誇れる滋賀なら  
ではの景観」というカテゴリが必要と思うがどうか。

- ◆提示した 5 つの指標の内、「びわ湖の価値アップにつながる歴史的資産等に軸足を置いて  
選出」の範ちゅうに入ると考えている。この指標等に「滋賀ならではの」の言葉を付け  
加えてもよい。

○近江八景など、今までに良いとされてきた景観だけでなく、地元で宝とされている景観  
もカバーしてほしい。例えば五個荘の金堂地域なども、誰も見向きもしなかった景観を  
地元が盛り上げて初めて保全されることとなった。

○市民の意識・記憶にある生活景などの景観を取りこぼさないようにしてほしいという指  
摘は非常に重要である。

- ◆20 景程度はさしあたっての最重要とされる景観を想定している。各市の景観百選やその  
際に募集された景観の写真等も収集しているので、地元で大切にされている景観につい  
ても網羅されている。前回の審議会でも新しい視点場の発見が必要という意見をいただ  
いている。それを受けてできるだけ母数を集めてきた。

○守るべき眺望景観 20 景程度の選出における 5 つの指標の一つに、「認知度の高い広域的  
景観」とあるが、アンケートの内容を見ると「認知度」を聞いているのではなく「重要  
度」を聞いているので、そのように直していただくようお願いしたい。

- ◆説明させていただいたとおり、「認知度」は「重要度」という意味合いなので訂正する。

○アンケートの設問で、同じ場所から別方向を向いた複数の景観は分けずに一つにしたら  
いいのではないか。

- ◆今回の検討では視点場と視対象をセットと考えている。ある場所から見たすべての方向  
の景観ということではない。分析が進み、実際に基準を検討する段階で複数の視対象に  
対して一つの基準を設定することはありうる。

○アンケートの設問で、地域ごとにアンケートの対象となる景観の数が異なるので、地域

ごとに1票の重みが異なる。例えば湖西地域と湖北地域をひとつに合わせれば19景となり、概ね他と同数となるがどうか。

◆数のばらつきについて、ご提案のように湖西と湖北を合わせるのも一案と考えるが、他の委員の皆様からもご提案をお願いしたい。

○アンケートの質問項目に居住市町を加えて、回答する際の地域分をなくしたほうがよい。そうすると、クロス集計で居住地との関連が分析できる。また、「琵琶湖と竹生島」を眺望する景観で、視点場が幾つか存在する。そういった場合は投票が分散する恐れがある。集計の際、そういった事も考慮し分析しなければいけない。

また、広域的景観という概念を理解できないままアンケートに入る人が多いと思うので、自由記述欄には、「●●から眺める■■■」という形式の方がよい。アンケート付図を見ると、非常に近い場所から同じものを見ているケースがある。票を食い合ってしまうのではないか。分析の際には、それらを一体的な視点場として分析する方法もある。

◆居住地域は県政モニターの登録事項であり、集計はできている。

アンケートの自由回答欄は、「●●から眺める■■■」という様式に修正する。

また地域性を考慮して幅広く選出したいという意図もあるので、地域を分けておきたい。

○数合わせのための分類であるならば、湖南と湖西等の分類とは無関係に、時計回りに20景ずつ分ける方法もあるのではないか。

○地域性を優先するのであれば、1票当たりの格差を是正する分析操作をすべきである。

○単純に数を合わせるなら、選択できる数を地域によって2つにしたり3つにしたりするのもよいのではないか。

○地域によって選択できる数が変わるのは分かりにくいということも考えられる。原案のとおりアンケートを行い、集計・分析の時に調整をお願いしたい。

◆原案のとおりアンケートを行い、分析の時に調整をさせて頂く。

○委員一同賛成

### (3) びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

○資料では、色彩については、主に近景を対象として適切な色彩基準を定めている景観行政団体の景観計画によることとしているが、現場視察でも感じたが、遠景から外観が白っぽい色、ステンカラー、金属色なものを使った建築物を眺望すると、それが光っているように見え、目立ってくるのではないか。各市に対して、そのような状況に対して配慮をするように求めることも考えておくべきではないか。

○ゴルフ場のネットと柱は遠景の場合ひとつの面として見える。支柱を景観色の茶色にすることは近景中景を見ると有効だが、遠景では別の考え方が必要なのではないかと考えた。

◆ご指摘のあった件も考慮しながら景観形成基準を作成したい。

○浮御堂から長命寺山方面を眺める場合に、琵琶湖大橋橋周辺は突き出るような地形形状

となっており、そのような場所は建築物の色彩やファサードが目立つ。このような特殊な地形形状の部分についても広域的景観保全地域の中に入れられれば入れてほしい。

○琵琶湖遊覧などもあり、湖岸から一定距離の湖面上に視点場を設定し基準を定めてほしい。北湖のように湖の幅が広い場合は、提案のあった基準では色彩規制ができないことになる。

◆自市の湖面から見た自市の景観は、市の景観行政で行うものである。

○湖辺にある景観行政団体がバラバラの対応となるため、広域的な観点から滋賀県が考えるのではないか。

◆今回の議論で大事なことは、市域をまたがるような広域的景観については、もともと県が旧風景条例により取り組んできたが、各市が景観行政団体に移行したことにより対応できなくなっているということである。

そこで、改正風景条例に基づき組織している景観行政団体協議会において、広域的な景観形成に関する考え方について、同意し規範として位置づけることが必要である。さらには、これを各景観行政団体の制度に主体的に落としただけであれば幸いである。

したがって、景観行政団体協議会の規範となりうることに的を絞って議論していただきたい。景観行政団体協議会の規範とならないような議論は、県景観審議会で議題・課題が出たということで終わってしまう。ここで規範とできるようにするにはどうするのかを議論していただきたい。具体的には例えば駅前中心市街地の課題がある。これも具体的な場所を決めてその時に課題が出てくる。一般論で議論せず、具体的な課題に沿って市と県と一緒に考えていくことが重要と考える。

○広域的空間保全区域の幅を 2W とする根拠はどこから来たのか。地域特性によっては 3W になることもあり得ると考える。基準案であり後ほど調整ということではどうか。

◆京都市の事例が妥当と判断し、基準案として提示しているもので、地域特性等によって調整がある。

○「高さの 1/3」という基準は、実際に運用する際には写真か何かで見かけの 1/3 を取るのか、断面図を描いて実際の高さを出すのか。写真の場合は撮影方法に影響しないのか。

◆各景観毎の眺望面を写真の中に描き込むことを想定している。

○資料では、規模（高さ）は「眺望景観の配慮を定めている滋賀県の景観計画による」とあるが、用途地域については対象外となっている。どのような考えか。

◆滋賀県景観計画では、規模（高さ）については用途区域外の定めであるが、用途地域内外の区別なく検討したい。先の景観行政団体協議会幹事会においても、見る側・見られる側の合意形成が不可欠だという意見が出ており、実際の地域にあてはめる段階になれば各景観行政団体間との調整が必要となる。

- 今回のケーススタディでは守山市の湖岸は含まれないことになる。浮御堂から三上山までの眺望に守山市の湖岸は含まれない訳であるが、実際に目につくものは守山市湖岸の商業地域である。規制範囲についてももう少し柔軟性を持たせないといけないのではないか。
- 視対象が2つあるとすればカバーできてくるということではないか。
- ◆今後の課題であり、各景観行政団体と調整する中で決めていかなければいけない。
  
- 建築物と工作物を対象としている議論になっているが、橋梁や道路、擁壁など公共土木施設についての議論は省いているのか。他の市町村では公共土木施設に対する基準とセットになっている場合が多い。
- ◆今回は対象として調査検討しているのは、公共土木施設以外の建築物や工作物としている。
  
- これから20景程度が選出されれば広域的景観形成基準について具体的なことが議論できると思う。今までの議論を聴いて、基準作成のための観点と指標について事務局が提案した方向でよいかについてご意見をお願いしたい。
- 委員一同意見なし。

以上